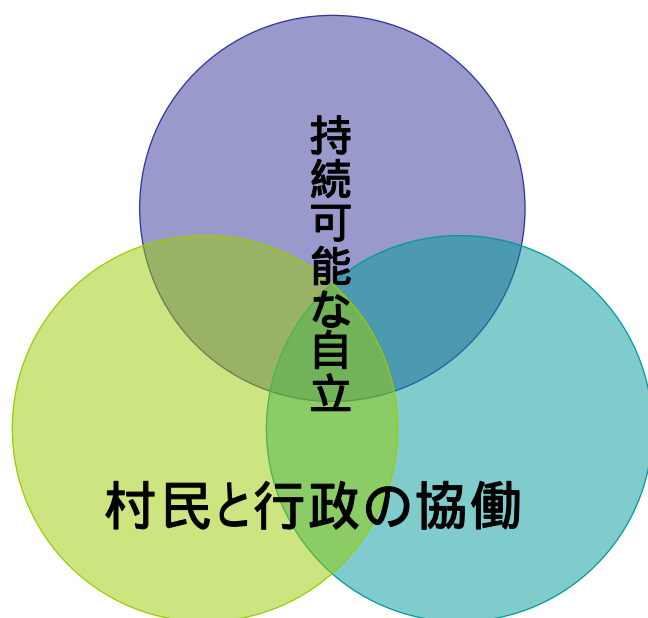


# 馬路村行政改革プラン

自立への扉を開く



平成18年3月  
高知県馬路村

## 馬路村行政改革プラン 自立への扉を開く

### 第1 馬路村における行政改革の必要性 どうして

三位一体の改革という名の下に政府が進めている国と地方を通じた税財政制度改革がすすみ、加えて市町村合併の進行で全国的に市町村個々の規模が総じて大きくなった段階で表現される、つぎの“地方の時代”における馬路村の姿を読みきることは不可能です。しかしながらこのような一連の流れが、国・地方ともに危機的な財政状態にあることに源を発していることから、どこの市町村とも合併しない自立の村を選択した馬路村を取り巻く環境には、今後一層厳しいものが想像されます。持続可能な自立の村への扉を村民の皆さんと一緒に開いていく(=村民と行政の協働による自立)ためには、従来の馬路村行政改革からさらに踏み込んだ不断の改革に取り組んでいくことが必要となっています。

### 第2 新たな行政改革の考え方 どういうふうに

馬路村の行政改革とは限られた資源を活用し、いかにして求める成果を最大化していくか、の一点に絞られます。ここでの資源とはヒトとカネであり、両方がバランスよく力を発揮したときに最大のエネルギーに満ちて、村の課題の克服にあたるのが可能となります。つまりヒトの力を最大化するとともにカネの使い道を精査し見直すことによって村政の重要課題や村民のニーズに対応していくことができるのです。ヒトの力の最大化とは村職員の意識や仕事の質及び進め方の変革によって得られ、村民と行政とが手を携えてお互いに力を発揮しながら村を形づくっていかうとする協働への取組を推進していくことを指します。カネの使い道の精査とは、職員の人件費をはじめとする行政の内部経費を縮減するとともに、行政サービスを確保し提供するためのさまざまな事務や事業の抜本的な見直しを図ることを指します。これらは、国と地方の財政状況が悪化し、職員数の削減が求められている中で自立の村づくりをしていくためには避けて通れない要素であることから、このふたつの取組をもって村行政改革とします。

### 第3 これからの行政改革の具体的取組 じゃあ、なにを

村の行政改革を具体的にどのように取り組んでいくかについて以下の項目に整理してまとめました。

#### 1 職員の意識の向上と仕事の進め方の見直し

職員一人ひとりはその道の第一人者だとの自覚が必要です。与えられた業務について到達すべき目標を具体的に描き、その目標を獲得するためにこそ編成した予算を的確に執行していくこととなります。職員は村民の声を幅広く聞く耳をもち、近くのものも遠くのものも見ることのできる目を養うことが大切です。“前からそうだった”ではなく“これからはこうしよう”との意識で業務に取り組めます。そのために特に以下の事項には重視して取り組ん

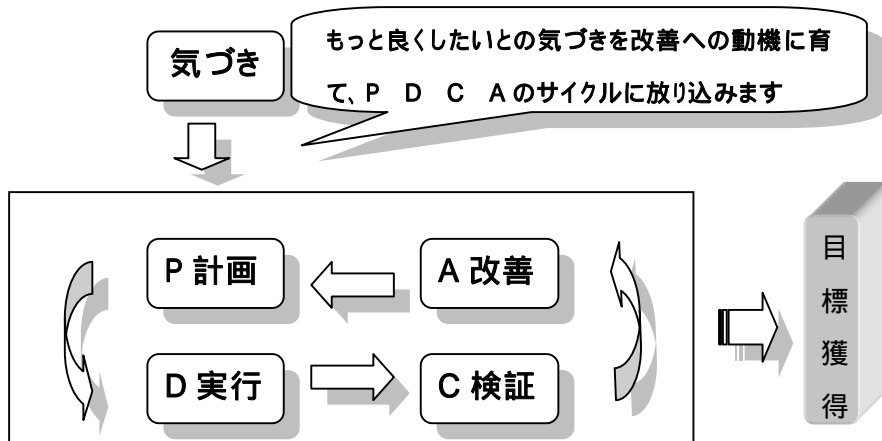
でいきます。

職員の資質と意識の向上 課題を設定した研修の充実

自己の成長感を実感できる職場環境づくり

獲得目標をしっかり押さえた業務の実施と改善

事業を打つこと(歳出予算の投入)に目を奪われそれが目的となってはいけません。事業を打つことは行政上の特定の目標を獲得するための手段です。とすればそのことによってどうなったかの評価を抜きにしてつぎの段階へは進めません。目標を獲得できたのか、目標にどの程度まで近づいたのか、方法・手段はこれでよかったのか、を問う必要があります。これをスパイラル状に繰り返すことによって業務効果の質が高まります。ひとつのモデルとして Plan(計画) Do(実行) Check(検証) Action(改善による次の行動)があります。



## 2 事務事業の再編・整理、廃止・統合

### (1) 事務事業の再編整理等の目標(平成17年度～21年度までの5年間の目標)

何を選択し、何を断念せざるをえないかの視点に立って次の事務事業について見直します。

村が管理・運営する施設の見直し

ア 平成19年度までに、馬路公民館の廃止を検討

イ 平成18年度から、遊休施設や土地の処分を段階的に実施

ウ 平成18年度から、馬路村郷土館の管理運営方法についての見直し

エ 平成19年度までに、村営住宅等の管理方法と費用負担区分の見直し

村が実施する補助制度の見直し

ア 平成19年度までに、全補助事業について抜本的に見直しを図り必要な事業についてもコストを縮減する。

イ 平成18年度から、合併処理浄化槽管理委託料への補助金の廃止

ウ 平成18年度中に、若者定住促進対策事業補助金の見直し

エ 平成19年度までに、社会教育事業等への奨励的な補助金の見直し

村が管理・運営等を委託している施設や事業の内容についての見直し

指定管理者制度の導入によって一定の見直しが図られるものと考えますが、これを契機として引き続き下記の施設等や事業について平成18年度中に集中して見直しを行っていきます。

ア 社会福祉の向上に関する団体と施設

イ 観光の振興に関する団体と施設

ウ 産業の振興に関する団体と施設

投資的経費の見直し

定住の促進に結びつく産業の育成や地域経済の雇用に与える影響が大きい投資的経費についても事業の企画段階から議論を行い、限られた財源を有効に活用し、投資する費用と効果が目に見えるよう努めていきます。そのための制度化を19年度までに図ります。

福利厚生の見直し

ア 平成18年度から、職員被服貸与の休止

イ 職員宿舍使用料の見直しを平成18年度中に行う。

特別会計の在り方

独立採算制の確保の観点から事業の効率化と経費の徹底した見直しを常に図っていきます。

学校の在り方

小学校、中学校ともに2校ずつあり、いずれの学校ももちろん地域にとってなくてはならない意味のある存在です。とりわけ魚梁瀬保育所及び魚梁瀬小・中学校は地域と学校が一体となって子どもの留学生受け入れ制度を平成9年度に立ち上げ、人的交流による教育活動の活性化に積極的に取り組んできました。今後、留学制度等による子どもの確保を図りながらも、子どもにとってどのような教育環境が望ましいのか、あるいは地域における学校の存在意義と望ましい教育的環境確保のバランスをどのようにとっていったらいいのかを計画期間中に議論していくこととします。

その他

事務事業の執行に必要な経費や庁舎管理費についても見直しを図ります。

ア 平成18年度中に、出張時における日当など旅費制度の見直し

イ 平成18年度から、昼休み執務時間帯の天井照明50%カット

ウ 平成18年度中に、庁内消耗品について一定の廃止品目を定めての経費の縮減

エ 平成18年度中に、村民の意見を聞きミュージックサイレンの在り方を見直す。

- オ 平成18年度から、敬老会での記念品の見直し
- カ 平成18年度中に、会議文書資料等の作成基準を定め経費の縮減を図る。
- キ 平成17年度から身体障害者施設入所者への見舞金の廃止
- ク 平成17年度から長寿祝金の支給基準の見直し

(2) 事務事業の再編・整理等を行う際の方針

方針の内容
<p>方針の基本的な考え方について</p> <p>村が実施している事務事業はその時々において重要な役割を果たし、制度の創設や拡充に努めてきた経緯があります。しかしながら、先行き不透明な財政状況下において本格的な少子高齢化社会の到来等、新たに発生する行政需要に応えるためにも現在の事務・事業について常に見直しが必要です。とりわけ三位一体改革と市町村合併が同時に進行していく中において自立の道を選択した村としては村民の意思を聞き理解を得ながら不断の行政改革に取り組むことが求められています。</p> <p>行政評価を活用する仕組みについて</p> <p>評価活動は行政品質を高めていく上で重要な要素ではあるが、村では制度的に未整備であることから今後の研究課題としていく。内部評価と外部評価の導入について平成18年度中に制度設計を行います。</p> <p>外部の意見を取り入れる仕組みについて</p> <p>ア 持続可能な自立を追求していく中で諸々の課題を調査し検討する組織として48名の委員による馬路村自立協議会(総務、住民、産業、教育の4部会構成)を平成15年9月に設置しています。この協議会は行政と村民との協働(村民と行政が知恵を出し合って共に行動をおこす)をコンセプトとしており、経費の節減はもとよりすべての事務事業について自立の道を確保する観点から協議していきます。</p> <p>イ 馬路村行政改革プランの作成過程で主体的に役割を果たしてきた馬路村行政改革推進委員会を毎年度開催し、進捗状況を報告し点検していくとともにプランの実効性を確保していきます。</p>
公表方法
<p>村民対象の広報媒体としては年6回発行される村広報誌「広報うまじ」が定着しており、事務事業の再編・整理等についての内容を平成18年6月発行広報誌において公表します。</p>

### 3 民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む)

#### 1 公の施設に係る取組状況

##### (1) 平成16年度末時点における公の施設の管理運営状況 (施設数)

施設の区分	指定管理者制度 導入済	管理委託 制度導入 済	業務委託 実施済	全部直営 (委託していない)	計
レクリエーション・スポーツ施設		7		1	8
産業振興施設		3		1	4
基盤施設					
文教施設				2	2
医療・社会福祉施設		1			1
その他					
合計		11		4	15

##### (2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標

検討の区分	施設名と目標の時期・内容	施設数
廃止	ア 馬路公民館 平成19年度までに廃止を検討 イ 魚梁瀬青少年旅行村 平成19年度までに廃止を検討	2施設
民間譲渡		

指定管理者 制度導入	平成18年度中に、制度の導入を図る。……………	7施設
	ア レクリエーション、スポーツ施設 ・馬路村魚梁瀬森林保養センター ・馬路村コミュニティーセンター ・馬路森林鉄道 ・インクライン イ 産業振興施設 ・森の情報館・エコアス馬路村 ・馬路村貯木場 ウ 医療社会福祉施設 ・馬路村デイサービスセンター	
	平成18年度中に、制度の導入を検討する。……………	5施設
	ア レクリエーション、スポーツ施設 ・魚梁瀬森林鉄道 ・魚梁瀬森林公園 ・馬路村魚梁瀬杉の家 イ 産業振興施設 ・馬路村釣り堀 ウ 基盤施設 …… 該当なし エ 文教施設 ・馬路村郷土館	
業務委託		
管理のあり 方の検討	ア 平成19年度までに、森の情報館・エコアス馬路村の管理のあり方を検討 イ 平成19年度中に、馬路村立診療所の設置と管理のあり方を検討	2施設
現行の管理 運営方法を 継 続	ア 馬路村就業改善センター イ 魚梁瀬多目的施設 ウ 馬路村交流センター エ 魚梁瀬丸山公園 オ 馬路村ふるさとセンター カ 馬路村天保の民家並びに嘉永の民家	6施設

2 その他の事務事業に係る取組状況

(1)平成16年度末時点における事務事業の委託状況

(事務事業数)

事務事業の種類	全部委託	一部委託	全部直営	計
本庁舎の清掃		1		1
本庁舎夜間警備	1			1
案内・受付				
電話交換				
公用車運転				
し尿処理				
一般ごみ収集	1			1
学校給食(調理)			2	2
学校給食(運搬)				
学校用務員事務			4	4
水道メータ検針			1	1
道路維持補修・清掃等				
ホームヘルパー派遣				
在宅配食サービス				
情報処理・庁内情報システム維持	1			1
ホームページ作成・運営	1			1
調査・集計			1	1
総務関係事務(給与、旅費、福利厚生等)			1	1
その他( )				
合 計	4	1	9	14



(2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標

検討の区分	事務事業の名称と目標の時期・内容	事務事業数
全部委託	ア 平成17年度から学校給食調理業務を委託 イ 平成20年度までに、保育所給食調理業務についてあり方を検討	ア 2施設 イ 2施設
一部委託	平成18年度中に、簡易水道施設の管理と検針事務について検討	1施設
事務のあり方の検討		

#### 4 定員管理の適正化

1 平成 17.4.1～平成 22.4.1 までの定員管理の取組

(1) 数値目標設定の基本的考え方

持続可能な自立のためには当然適正な定員管理が必要である。この期間中において2人の減（4.3%、ただし一般行政職に限っていえば5.1%）を達成する。しかし計画期間後においても常に定員管理についての適正化に努めていかねばならない。

平成17年度内から平成21年度内の5か年間における退職者は6人の予定であるが、平成18年度当初において県との交流人事で2人の新規増配置となる県職員もこの期間内に退職し、延べ8人の退職となる。同様に県職員2人の交流人事採用に加えて4人の新規採用を予定し、延べ6人の採用がこの期間に行われる。退職者の補充をまったくしない場合には6人の減となり平成22年4月には40人の職員数となるが、村の自立を維持していくうえでは新規採用として4人の確保が必要である。その結果2人減（4.3%）となる。数値目標は次表のとおり。

平成19年1月に予定される次の一般選挙より村議会議員定数が2減の8人となる。

(2) 17.4.1 から 22.4.1 までの数値目標

年度 行政区分		H17	H18	H19	H20	H21	H22	17.4.1 ~ 22.4.1	
		4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	計	対 17.4.1 純減率
一般 行政 部門	減員		3	3	2	0	0	8	-
	増員		2	2	2	0	0	6	
	差引		1	1	0	0	0	2	
	職員数	39	38	37	37	37	37		-
	採用者見込み		2	2	2	0	0	6	-
	退職者見込み		3	2	0	0	0	5	-
特別 行政 部門	減員								-
	増員								
	差引		0	0	0	0	0	0	
	職員数	5	5	5	5	5	5		-
	採用者見込み								-
	退職者見込み								-
公営 企業 等 会計	減員								-
	増員								
	差引		0	0	0	0	0	0	
	職員数	2	2	2	2	2	2		-
	採用者見込み								-
	退職者見込み								-
計	減員		3	3	2	0	0	8	-
	増員		2	2	2	0	0	6	
	差引		1	1	0	0	0	2	
	職員数	46	45	44	44	44	44		-
	採用者見込み		2	2	2			6	-
	退職者見込み		3	2				5	-

17.4.1現在の総職員数	46人	22.4.1現在の目標総職員数	44人
---------------	-----	-----------------	-----

「採用者・退職者見込み」は、各年度内の見込み者数を記入。上段の「減員」「増員」は当該前年度の4/2から当該年度の4/1までの異動人員を示す。下段の「採用者見込み」「退職者見込み」は当該年度の4/1から3/31までの異動人員を示す。

(3)平成 11.4.1～平成 16.4.1 までの純減実績

	H11.4.1	H16.4.1	純減数 -	純減率	参 考	
					H17.4.1	純減数 -
一般行政部門	36	38	2	5.6%	39	3
特別行政部門	11	7	4	36.4%	5	6
公営企業等会計	2	2	0	0.0%	2	0
合 計	49	47	2	4.1%	46	3
定員適正化計画の見直し状況等	<p>極小規模の村では定員管理は生き物であり、年毎に、あるいは年度途中であっても適正な状況を見定めていかねばならない。                      この間においては学校給食の民間委託等によって特別行政部門の職員数が大幅に減となっている。                      (この表において は増員を示している。)</p>					

## 5 給与の適正化

本村における現在の状況は次のとおりです。

項目	本村の状況	国の制度
高齢層職員昇給停止措置	55歳昇給停止	55歳昇給停止
不適正な昇給運用	制度なし	制度なし
	制度なし	制度なし
級別職務分類表に適合しない級への格付け等	なし	なし
退職手当の支給率	自己都合退職……… 国のとおり	勤続年数45年 支給率 59.28
	定年、勧奨退職……… 国のとおり	勤続年数45年 支給率 59.28
諸手当の状況	特殊勤務手当 不適切とされる手当なし	
	その他の手当 不適切とされる手当なし	
技能労務職員の給与	適用される給料表の状況 ・技能労務職給料表 5級制 ・国の俸給表との比較 (独自ではあるが、平成17年4月から適用する職員は存在しない)	行政職俸給表 (二)の適用者

特別職は当然のこととして職員の給与については村財政や地域経済の状況を考慮した特別の措置を講じるなど、常に注視を怠らないこととする。

## 定員・給与の公表状況

	17年度の公表実績
公表年月日	平成17年4月1日
公表媒体	ホームページ：該当なし
	その他の媒体：村広報誌『広報うまし』へ掲載
国の公表様式への準拠	基本的に内容準拠
主な公表内容	・職員給与の状況 ・職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 ・職員手当の状況
今後の公表計画	毎年度の公表

平成17年度においては村長月額給料を10%カット、助役・教育長については7%カット、一般職員については月額給料の3%と勤勉手当段階加算相当分のカットを実施する。

平成18年度は村長・助役・教育長の月額給料について5%カットを実施する。

## 6 第三セクターの見直し

### 既存法人の見直し

#### 1. 第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画の策定

(1) 16年度末時点における第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画の策定状況
村における第三セクターは若者定住を図っていくうえでの雇用の場として欠かせない重要な役割を果たしており、経営基盤の安定化に努力していかねばならない。
(2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標
安定経営に向けた支援を行っていく。

#### 2. 第三セクターの統廃合・整理等見直しの実施予定

##### (1) H17.3.31時点における第三セクター法人数

2 法人
------

##### 第三セクター名

(株)エコアス馬路村
(株)馬路ミロク

##### (2) 17年度～21年度までの5年間の見直しの実施予定

検討の区分	対象となる第三セクター名、見直しの内容及び目標時期	対象法人数
事業民間譲渡	想定していない	なし
完全民営化 (出資引揚)	想定していない	なし
その他の統合	想定していない	なし
その他の廃止	想定していない	なし
その他	想定していない	なし
見直しを行う法人総数		なし

## 監査・点検評価・情報公開の体制等

### 1. 監査及び点検評価の実施状況と今後の整備目標

(1) 16年度末における第三セクター法人数 ( 2 )	( 参考 )
のうち関与法人* の数 ( 0 )	のうち関与法人以外の法人で委員会等による定期的な点検評価がなされている法人数 ( 0 )
このうち外部監査体制* のある法人数 ( 0 )	
このうち委員会等* による定期的な点検評価* がなされている法人数 ( 0 )	
(2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標	
整備について検討したいが実施時期は未定である	

#### (記入上の注意点)

「関与法人」とは、上記「ポイント」において監査の対象となる法人のことで、地方公共団体の出資比率が25%以上(地方自治法第199条第7項後段及び同法施行令第140条の7第1項)、または財政的支援(地方自治法第199条第7項前段)を行っている法人のことをいいます。

「外部監査」とは、財務管理や事業の経営管理等に優れた知識を有する弁護士、公認会計士等が地方公共団体と監査に係る契約を締結したうえで行う監査のことです。(地方自治法第252条の28、第252条の37第7項)

「委員会等」とは、法人の経営改善等のために、出資している地方公共団体が、関係部局、公認会計士等の経営に関する有識者、法人の経営責任者等を構成員として設置する委員会・審議会等をいいます。

「点検評価」とは、上記の委員会等が、第三セクターの事業の必要性や妥当性を確認するとともに、経営諸指標の分析等を行い、事業内容の見直しの必要性や事業の効率性等について評価を行うことをいいます。

### 2. 情報公開実施状況及び取組目標

(1) 16年度末における下記の項目について情報公開を行っている第三セクター法人数
財務諸表の概要 ( 0 うち関与法人数( ) )
財政支援の状況・必要性・今後の見通し ( 0 うち関与法人数( ) )
点検評価の結果 ( 0 うち関与法人数( ) )
(2) 17年度～21年度までの5年間の取組み目標
整備について検討したいが実施時期は未定である

### 第三セクターの役職員と給与の見直し

#### 1. 役職員数及び役職員の定員適正化計画

(1) 16年度末における役職員数				
商 法 法 人	役員数		14	人
	職員数		24	人
民 法 法 人	役員数			人
	職員数			人
地方三公社	役員数			人
	職員数			人
計	役員数		14	人
	職員数		24	人
(2) 定員適正化計画策定法人数及び名称				
商 法 法 人	法人数	0	法 人 名 称	
民 法 法 人	法人数	0	法 人 名 称	
地方三公社	法人数	0	法 人 名 称	
計	法人数	0		
(3) 17年度～21年度までの5年間における定員適正化の取組目標				
事業成績を見ながら必要により適正化には大胆に踏み込んでいく。				

#### 2. 今後の給与の見直し計画

(1) 16年度末における第三セクターの給与の見直しに関する計画策定状況及びその予定		
(第三セクター名)	策定(改訂)計画名称	策定(改訂)時期
なし		
(2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標		
現状において類似の産業団体や地場給与と比較しても低位な状態にあり、今後若者が就労し定住に結び付けていくためには経営の健全化に一層努力をしていかねばならない。		



## 7 経費節減等の財政効果関係

### 経費節減等の財政効果

経費節減等の財政効果に関する項目

(単位;千円)

項 目		H12～16 の実績	H17	H18	H19	H20	H21	H17～21の 財政効果額		
歳入	超過課税の実施、法定外税新設									
	税の徴収対策									
	使用料・手数料の見直し	6,300								
	未利用財産の売り払い等									
	その他		330	300	300	300	300	1,530		
歳出	職員削減(議員含む)		7,310	13,590	19,640	28,620	28,620	28,620	119,090	
		退職者不補充の場合の効果額	5,360	5,380	10,750	16,130	16,130	16,130	64,520	
		嘱託、臨時職員等の活用の場合の効果額								
	人件費削減	職員	給料		5,340					5,340
			手当		3,560					3,560
		三役等特別職	給料	1,290	1,330	770				2,100
			手当	330						
		議員	給料	8,430	110					110
			手当	5,270	30					30
		計	15,320	10,370	770				11,140	
	その他			800		800		1,600		
	福利厚生事業			800		800		1,600		
	組織の統廃合									
	民間の経営手法の導入による事務事業費削減			5,000	6,500	6,500	6,500	6,500	31,000	
	指定管理者制度導入によるもの				2,500	2,500	2,500	2,500	10,000	
	施設等維持費の見直し			1,100	1,300	1,300	1,300	1,300	6,300	
	補助金等の整理合理化	2,000		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	8,000	
投資的経費の見直し										
内部管理経費の見直し	2,000		800	800	800	800	800	3,200		
その他事務事業の合理化	1,000		800	800	800	800	800	3,200		
その他										
合 計		33,930	30,390	32,910	40,320	41,120	40,320	185,060		

H16はH12年度～16年度(H12年度～16年度)までの実績、H17以降は16年度と比較して、各年度における取組の目標数値を記載。

財政効果額については、次のような捉えかたをしています。

(記載例)

- ・平成16年度を基準としています。
- ・人件費削減額については、次の考え方により計上しています。
  - 16年度と比較して17年度は5名削減、19年度は3名削減
  - 17～18年度は各年度、削減額を 千円計上(5名× 千円)
  - 19～21年度は各年度、削減額を 千円計上((5名+3名)× 千円)
- ・外部委託により人件費の削減を図ったものについては、人件費の減と委託料の増の差額を計上しています。

## 8 地方公営企業関係

本村は、以下の事業を地方公営企業として実施しています。

馬路村簡易水道事業
-----------

### 経営改革の推進

(1)16年度末におけるこれまでの経営改革の取組状況

事業名	これまでの経営改革の具体的な内容
馬路村簡易水道事業	平成16年度に水道使用料金の改定と量水器使用料の徴収を開始する。このことにより平成15年度と比較して、16年度は4,212千円の増収となった。

(2)17年度～21年度までの5年間の経営改革の取組目標、目標の具体的な内容及び取組時期

事業名	経営改革の取組み目標	目標の具体的な内容	取組時期
馬路村簡易水道事業	人件費の縮減を目指す	平成18年度中に施設管理と検針事務について委託を検討する	平成18年度中

### 定員管理の適正化

定員管理の適正化……8 ページの項目4へ含めることとする。

### 給与の適正化

一般職員と同様である

### 定員・給与の公表状況

一般職員と同様である

### 経費節減等の財政効果

(経営改革の推進、定員管理・給与の適正化)

(簡易水道事業)

(単位;千円)

項 目		H11～16 の実績	H17	H18	H19	H20	H21	H17～21 の財政効 果額	
収 入	未収金の徴収対策								
	料金の見直し	4,212							
	未利用財産の売り払い等								
	その 他								
支 出	人 件 費 削 減	職員削減							
		退職者不補充の場合の 効果額							
		嘱託、臨時、派遣職員等の活 用の場合の効果 額							
	給与等削減								
	組織の統廃合								
	民間的経営手法の導入による 事務事業費削減					2,500	2,500	2,500	7,500
	その 他								
合 計		4,212			2,500	2,500	2,500	7,500	